## 総社市告示第70号

総社市子育て支援短期利用事業実施要綱(平成17年総社市告示第32号)の一部を次のように改正する。

平成26年6月24日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第9条 実施者は、事業の実施に当たっては、他の関連在宅福祉サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、母子・父子自立支援員、民生委員児童委員、主任児童委員等の関係機関と十分な連携をとるものとする。	第9条 実施者は、事業の実施に当たっては、他の関連在宅福祉サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、 <u>母子自立支援員</u> 、民生委員児童委員、主任児童委員等の関係機関と十分な連携をとるものとする。

附則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。